

第24回 湧水町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和7年6月30日(月) 午前9時～午前9時55分
2. 開催場所 いきいきセンターくりの郷 研修室1. 2
3. 出席委員 14名  
会長 15番 重村 耕一郎  
会長代理 1番 梶 重明  
委員 2番 福島 昌信                    9番 神掛 ちず子  
          4番 園山 秀国                    10番 中尾 隆  
          5番 高橋 慶生                    11番 竹ノ内 春則  
          6番 前田 格男                    12番 興邊 雄次  
          7番 清水 隆一                    13番 上水流 政俊  
          8番 萩原 とよ子                    14番 山口 華
4. 欠席委員
5. 議事日程
  - (1) 開 会
  - (2) 議事日程について
  - (3) 議事録署名委員の指名について
  - (4) 会期の決定について
  - (5) 事務局報告
    - ① 合意解約報告書 ( 2件)
    - ② 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 ( 7件)
  - (6) 付議事件及び順序について
    - 日程第1 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進の承認について (議案 1件)
    - 日程第2 農地法第3条に規定による許可申請について (議案 6件)
    - 日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について (議案 1件)
    - 日程第4 非農地証明願の申請審議について (議案 5件)
  - (7) その他農政一般事項
  - (8) 閉 会
6. 農業委員会事務局職員  
事務局長 岩下 陽一                    農地係長兼管理調整係長 吉村 明恵  
主 査 有迫 公三郎                    事務補助員 酒井 式子

- 議 長 それでは只今から、第24回湧水町農業委員会定例総会を開催します。本日の会議を開きます。
- 議 長 日程にしたがい議事を進めます。議事日程につきましては、事前に配布したとおりです。
- 議 長 議事録署名委員を指名します。会議規則第23条第2項の規定により、本日の議事録署名委員は、11番竹ノ内委員と12番興邊委員を指名します。
- 議 長 会期決定の件を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日限りといたします。ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。
- 議 長 次に、事務局報告に移ります。まず、合意解約申出書が2件提出されています。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 1ページになります。①合意解約申出書2件です。番号1。貸人、霧島市隼人町〇〇〇〇。借人、湧水町北方〇〇〇〇 土地の所在 北方字京田〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間は令和6年1月1日から令和10年12月31日。解約の理由、土地を売買するため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和7年5月26日。番号2。貸人、福岡県筑紫野市〇〇〇〇。借人、湧水町中津川〇〇〇〇。土地の所在 中津川字山神下〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和5年1月1日から令和14年12月31日。解約の理由、土地を売買するため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和7年6月2日。以上です。
- 議 長 只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声)
- 議 長 ご質問ご意見等が無ければ、以上で合意解約申出書 を終わります。
- 議 長 次に、農地法第3条の3第1項の規定による届出書が7件提出されています。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 2ページです。農地法第3条の3第1項の規定による届出書が7件です。番号1。権利取得者、湧水町鶴丸〇〇〇〇。権利取得日、令和7年2月20日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、鶴丸字八王〇〇 地目は畑 面積は〇〇㎡ 外6筆 計7筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号2。権利取得者、栃木県日光市〇〇〇〇。権利取得日、令和7年2月19日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、幸田字井手上〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡ 外1

筆 計 2 筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。番号 3。  
権利取得者, 湧水町川西 〇〇〇〇。権利取得日, 令和 7 年 4 月 2 5 日。  
取得事由, 相続。権利の種類, 所有権。土地の所在, 川西字新中野〇〇 地  
目は田 面積は〇〇㎡ 外 1 筆 計 2 筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん  
等の希望は無です。番号 4。権利取得者, 湧水町木場 〇〇〇〇。権利取  
得日, 令和 7 年 3 月 1 0 日。取得事由, 相続。権利の種類, 所有権。土地  
の所在, 木場字當干田〇〇 地目は畑 面積は〇〇㎡ 外 1 9 筆 計 2 0  
筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。番号 5。権利取得  
者, 霧島市横川町 〇〇〇〇。権利取得日, 令和 7 年 4 月 1 8 日。取得事  
由, 相続。権利の種類, 所有権。土地の所在, 幸田字木ノ下〇〇 地目は  
畑 面積は〇〇㎡ 外 1 3 筆 計 1 4 筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん  
等の希望は無です。番号 6。権利取得者, 湧水町木場 〇〇〇〇。権利取  
得日, 令和 7 年 4 月 3 0 日。取得事由, 相続。権利の種類, 所有権。土地  
の所在, 木場字踏切〇〇 地目は畑 面積は〇〇㎡です。あっせん等の希  
望は無です。番号 7。権利取得者, 湧水町般若寺 〇〇〇〇。権利取得日,  
令和 7 年 3 月 1 8 日。取得事由, 相続。権利の種類, 所有権。土地の所在,  
般若寺字山下川原〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡ 外 3 筆 計 4 筆 合計  
面積〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。以上です。

議 長 只今の事務局の説明に対し, ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声)

議 長 ご質問ご意見等が無ければ, 以上で農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による  
届出書を終わります。

議 長 以上で事務局報告を終わります。

議 長 次に付議事件及び順序について に移ります。日程第 1 議案第 259 号  
農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認について を議  
題とします。利用権設定の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事 務 局 4 ページです。日程第 1 議案第 259 号。農地中間管理事業による農用地  
利用集積等促進計画の承認について。(1) 利用権設定。整理番号 1 号から  
整理番号 4 号です。下の地区別集計表をご覧いただきたいと思います。左  
側の利用権設定の部分です。合計だけ申し上げます。田が 4,438 ㎡です。  
次に 5 ページをご覧ください。総括表です。これも合計だけ申し上げます。  
賃貸借分の田 2,397 ㎡。次に使用貸借分の田 2,041 ㎡。合計で田が 4,438  
㎡です。詳細は 6 ページに記載してありますので, お目通しください。以  
上です。

議 長 順を追って審査します。まず, 整理番号 1 号を審査します。整理番号 1 号

については、農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限に、〇〇番〇〇委員が抵触しますので、退席を求めるため 暫時休憩します。

(〇〇委員退席)

議 長 休憩を閉じ会議を開きます。整理番号1号について、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号1号については、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号1号については、承認することに決定しました。

議 長 〇〇委員の出席を求めるため暫時休憩します。

(〇〇委員着席)

議 長 休憩を閉じ会議を開きます。

議 長 次に、整理番号2号から整理番号4号を審査します。整理番号2号から整理番号4号までの事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号2号から整理番号4号については、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号2号から整理番号4号については、承認することに決定しました。

議 長 以上で、農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認について を終わります。

議 長 次に、日程第2 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。議案第260号から議案第265号までの6議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 7ページです。日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について。議案第260号。権利，所有権移転。土地の所在，中津川字瀧ノ元〇〇 地目は田 農振外 面積は〇〇㎡ 外1筆 計2筆 合計面積〇〇㎡です。渡人，宮崎県えびの市 〇〇〇〇。受人，湧水町中津川 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数1。申請事由は規模拡大。売買価格は〇〇円です。次に議案第261号。権利，所有権移転。土地の所在，川西字迫田〇〇 地目は田 農振外 面積は〇〇㎡です。渡人，湧水町川西 〇〇〇〇。受人，湧水町川西 〇〇〇〇。請け人の経営面積は〇

〇㎡です。労力総数2。申請事由は規模拡大。売買価格は〇〇円です。次に議案第262号。権利，所有権移転。土地の所在，北方字京田〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡ 外1筆 計2筆 合計面積〇〇㎡です。渡人，霧島市隼人町 〇〇〇〇。受人，湧水町木場 〇〇〇〇。労力総数1。申請事由は新規就農。売買価格は〇〇円です。次に議案第263号。権利，所有権移転。土地の所在，幸田字大王原〇〇 地目は畑 農振外 面積は〇〇㎡です。渡人，神奈川県茅ヶ崎市 〇〇〇〇。受人，湧水町幸田 〇〇〇〇。請け人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数2。申請事由は規模拡大。売買価格は〇〇円です。次に議案第264号。権利，所有権移転。土地の所在，米永字大迫〇〇 地目は畑 農振外 面積は〇〇㎡ 外1筆 計2筆 合計面積は〇〇㎡です。渡人，始良市西餅田 〇〇〇〇。受人，湧水町恒次 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数1。申請事由は新規就農。売買価格は建物・宅地込みで〇〇円です。次に議案第265号。権利，所有権移転。土地の所在，木場字十三塚〇〇 地目は畑 農振内 面積は〇〇㎡ 外9筆 計10筆 合計面積〇〇㎡です。渡人，湧水町田尾原 〇〇〇〇。受人，霧島市牧園町 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数4。申請事由は規模拡大。売買価格は〇〇円です。以上です。

議案第263号については，補足説明があります。

#### 事務局

議案参考資料の11ページをお開き下さい。今回，議案263号について補足説明します。当時，請人の〇〇さんが渡人の〇〇さんより幸田字大王原〇〇の他，隣の〇〇 〇〇㎡の畑，〇〇 〇〇㎡の畑を3条申請にて購入しており，そのうち〇〇を5条申請にて許可を受け宅地として利用する予定でした。しかしながら転用許可された時は，町道から2～3mほど若干高台となっているのですが，これにより上水道や下水道の工事費が想定より高くなってしまい，結果，資金調達の目途が立たずに現在まで建築ができていなかったそうです。11ページの図を見ていただくと，下の方に〇〇 〇〇㎡の三角形の形をした畑がありますが，この上の方に道が通っております。これが畑への登り口になっておりまして，道路も近いので今回手前の〇〇 〇〇㎡の畑ですが，こちらの方に住宅を建築したいと考えを変えたそうです。しかしながらすでに建築予定であったところには5条許可が出ておりますので，さらに別の場所に5条申請を出すということは，農家住宅の1,000㎡も超えていることから認められないということになりますので，本来であれば，〇〇の許可取り消しをして新たに今回建築希望の〇〇に転用申請という流れになるのですが，元々建築予定であった〇〇が5条許可書をもって既に名義変更のみ法務局にて済ませていることがわかり

ました。譲渡人も県外に居住しており、今さら返すわけにもいかないということでしたので、今回、県の指導を受けまして、許可をした〇〇が現況畑として使えるのであれば、3条申請をすることで所有権移転とし、それから5条の許可取り消しを行うよう指導がありました。以上が、今回の3条申請の経緯となります。

- 議 長 農地法第3条の許可区分は、湧水町農業委員会です。
- 議 長 順を追って審議します。
- 議 長 まず、議案第260号について審議します。議案第260号については、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 4 番 4番園山が報告します。農地法第3条に係る議案第260号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の1ページから3ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第260号は調査委員の報告は許可相当ということですが、許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第260号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第261号について審議します。議案第261号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 1 番 1番柘が報告します。農地法第3条に係る議案第261号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の1ページ、4ページから5ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第261号は調査委員の報告は許可相当ということですが、許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 261 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 262 号について審議します。議案第 262 号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

1 3 番 1 3 番上水流が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 262 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 6 ページから 9 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありませぬ。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 262 号は調査委員の報告は許可相当ということですよ。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 262 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 263 号について審議します。議案第 263 号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

1 3 番 1 3 番上水流が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 263 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 6 ページ、1 0 ページから 1 1 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑ですよ。地域との調和要件は、すべて整っており 特に問題はありませぬ。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

4 番 4 番園山ですよ。航空写真で見ると重機が入っているように見えますが、現地確認では畑として使われていたのでしょうか。

事務局 こちらの土地を買われたのが令和 3 年だったのですが、その時に〇〇や裏手の方は原野化をしており、今回住宅を建てるということできれいにして重機を入れて畑として使えるようにしたとのことですよ。山林などもありますので、細い道は私道になるかと思えますがそこを歩いて〇〇の山林に行くのに荒れておりましたので、今回、畑として重機じゃないときれいにご

きないということで畑として耕している状況です。

議 長 他に、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 263 号は調査委員の報告は許可相当ということですか。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 263 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 264 号について審議します。議案第 264 号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

6 番 6 番前田が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 264 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 6 ページ、12 ページから 13 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 264 号は調査委員の報告は許可相当ということですか。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 264 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 265 号について審議します。議案第 265 号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

4 番 4 番園山が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 265 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 6 ページ、14 ページから 16 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 265 号は調査委員の報告は許可相当とい

うことです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 265 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議長 以上で、農地法第 3 条の規定による許可申請について を終わります。

議長 次に、日程第 3 農地法第 4 条の規定による許可申請について を議題とします。議案第 266 号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 9 ページです。日程第 3 農地法第 4 条の規定による許可申請について。議案第 266 号。土地の所在、恒次字堀ノ頭〇〇。登記簿及び現況地目は田、農振外で面積は〇〇㎡です。農地区分は第 2 種です。申請人、湧水町木場〇〇〇〇。形態・用途は山林への転用・スギ〇〇本を植林です。申請事由はすでに山林として苗木を植林したため、正式に農地転用をしたいとこのことです。添付資料は位置図、地籍図、配置図、被害防除計画書及び誓約書、またすでに転用していたため始末書がありました。以上です。

議長 農地法第 4 条の許可区分は、湧水町農業委員会です。

議長 それでは、議案第 266 号を審議します。

議長 議案第 266 号につきましては、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

6 番 6 番前田が報告します。農地法第 4 条に係る議案第 266 号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 17 ページから 21 ページをご参照ください。周囲の状況は、すべて山林です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、位置図、配置図、被害防除計画書及び誓約書、始末書等がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等なければ、議案第 266 号は、調査委員の報告は許可相当ということ。許可相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 266 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議長 以上で、農地法第 4 条の規定による許可申請について を終わります。

議 長 日程第4 非農地証明願の申請審議について を議題とします。議案第267号から議案第271号までの5議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 10ページです。日程第4 非農地証明願の申請審議について。議案第267号。願出人、湧水町稲葉崎 ○○○○。土地の所在、稲葉崎字池田迫○○地目は畑 面積は○○㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして申請地は昭和56年頃農地法の許可を得ないで植林したため山林化した。非農地判定基準は、湧水町農業委員会非農地証明交付基準第2条の第3号、第9号です。次に議案第268号。願出人、湧水町北方 ○○○○。土地の所在、木場字葛掛○○ 地目は畑 面積は○○㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして、申請地は、昭和60年頃農地法の許可を得ないで植林したため山林化した。非農地判定基準は、湧水町農業委員会非農地証明交付基準第2条の第2号、第3号、第6号、第7号、第9号です。次に議案第269号。願出人、湧水町木場 ○○○○。土地の所在、木場字花ノ木○○ 地目は畑 面積は○○㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして、申請地は、昭和40年頃農地法の許可を得ないで植林したため山林化した。非農地判定基準は、湧水町農業委員会非農地証明交付基準第2条の第2号、第3号、第4号、第6号、第7号、第9号です。次に議案第270号。願出人、始良市西餅田 ○○○○。土地の所在、米永字外大道○○ 地目は田 面積は○○㎡ 他2筆 計3筆 合計面積○○㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして、申請地は、平成27年頃から耕作放棄され鳥獣被害もあり原野化した。非農地判定基準は、湧水町農業委員会非農地証明交付基準第2条の第2号、第3号、第4号です。次に議案第271号。願出人、湧水町木場 ○○○○。土地の所在、米永字大道迫○○ 地目は畑 面積は○○㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして、申請地は、周囲を山林に囲まれており耕作条件も悪いため、10年以上前より耕作放棄され原野化した。非農地判定基準は、湧水町農業委員会非農地証明交付基準第2条の第4号、第6号です。以上です。

議 長 順を追って審議します。まず、議案第267号を審議します。議案第267号については現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

13番 13番上水流が報告します。非農地証明願いに係る議案第267号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議

案書と議案参考資料の22ページから25ページをご参照ください。調査意見は、申請地は昭和56年頃農地法の許可を得ないで植林したため山林化しており、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第3号、第9号に該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第267号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案267号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議 長 次に、議案第268号を審議します。議案第268号につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

1 番 1番柵が報告します。非農地証明願いに係る議案第268号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の22ページ、26ページから28ページをご参照ください。調査意見は、申請地は昭和60年頃農地法の許可を得ないで植林したため山林化しており、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第2号、第3号、第6号、第7号、第9号に該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第268号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第268号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議 長 次に、議案第269号を審議します。議案第269号につきましても現地調査

が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

4 番 4 番園山が報告します。非農地証明願いに係る議案第 269 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 22 ページ、29 ページから 31 ページをご参照ください。調査意見は、申請地は昭和 40 年頃農地法の許可を得ないで植林したため山林化しており、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 6 号、第 7 号、第 9 号に該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ、議案第 269 号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 269 号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議長 次に、議案第 270 号を審議します。議案第 270 号につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

6 番 6 番前田が報告します。非農地証明願いに係る議案第 270 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 22 ページ、32 ページから 34 ページをご参照ください。調査意見は、申請地は平成 27 年頃から耕作放棄され、鳥獣被害もあり原野化しており、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第 2 号、第 3 号、第 4 号に該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ、議案第 270 号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 270 号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議 長 次に、議案第 271 号を審議します。議案第 271 号につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

6 番 6 番前田が報告します。非農地証明願いに係る議案第 271 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 22 ページ、35 ページから 37 ページをご参照ください。調査意見は、申請地は周囲を山林に囲まれており、耕作条件も悪いため、10 年以上前より耕作放棄され原野化しており、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第 4 号、第 6 号に該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

4 番 4 番園山です。ここは最近木が切られたと思うのですが、畑の状態でも木を切れるものですか。

9 番 9 番神掛です。木が切られているのであれば畑である。非農地にはできない。山になっていて木がある時点は非農地の山であるが、切っているのであれば畑です。非農地にはできません。畑の地目でも切ることはできますよ。切った場合は更地になってしまうので畑になります。

事務局 航空写真を 10 年ほど前のものを確認しましたが、木は生えていなくて飼料用の畑として作っていたようです。植林はされておりません。

議 長 他に、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第 271 号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 271 号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議 長 以上で、非農地証明願の申請審議についてを終わります。

議 長 次に、その他農政一般事項についてですが、皆様方から何かございませんか。

(なしの声あり)

議 長            なければ、その他農政一般事項についてを終わります。

議 長            以上で、本日付議されました議案は、全部終了いたしました。これで、第  
24回湧水町農業委員会定例総会を閉会します。

(閉会) 午前9時55分

議 長 \_\_\_\_\_

11番 \_\_\_\_\_

12番 \_\_\_\_\_